

公益社団法人の認定とは？

公益法人制度のQ&A～Part2～

現在、理事会と広報・公益活動委員会では、「職能団体としての社会的信頼の向上」、「社会全体の利益増進を図る公益活動の実施」を目指し、本会の「公益活動の在り方」について検討しています。

そこで公益社団法人認定に関する理解を深めるため平成25年3月号会報にQ&AのPart1を掲載しました。第2回目は一般社団法人と公益社団法人の違いと公益社団法人化のメリット・デメリットについてご紹介します。

Q4 一般社団法人と公益社団法人の違いは何ですか？

A4 一般社団法人と公益社団法人の違いは次表のとおりとなります。

	〈一般社団法人〉	〈公益社団法人〉
設 立	公益法人関連3法の「法人法」に規定されている一定の基準・要件を満たせば、登記のみで設立できます。	一般社団法人を設立した上で、公益法人関連3法の「認定法」で規定する「公益認定基準」を満たし、都道府県の合議制の公益認定等委員会が審査し、行政庁の認定を受ける必要があります。
事 業 等	法人の創意工夫により、公益的な事業はもとより、共益事業、収益事業等柔軟な事業展開が可能です。(株式会社等との違いは、営利を目的としないこと。)	公益事業が主たる目的であり、公益目的事業比率を50/100以上にしなければならないなど、公益認定基準を遵守し事業実施することが必要です。一定の制約の下で、共益事業や収益事業を行うこともできます。
監 督 等	特にありません。原則、法人の自主的な運営が可能です。	行政庁の監督を受けます。公益認定基準を満たさなくなると、認定取り消しもあります。
税 制	＜非営利性が徹底された法人等＞ 法人税において収益事業のみに課税されます。 登録免許税及び受取利子等に係る源泉所得税の課税があります。	法人税において収益事業のみに課税されます。(但し、認定法上の公益目的事業と認められれば非課税。) 登録免許税及び受取利子等に係る源泉所得税が非課税です。

Q5 公益社団法人に移行するメリットとデメリットは何ですか？

A5 「公益社団法人」のメリットとデメリットは主に次表のようになります。

メリット	デメリット
①社会的信用が高い 準則主義により簡単に設立ができる一般社団法人と違い、公益認定基準を満たし行政庁により公益認定を受けた法人は、社会的により高い信用を得ることができます。 構成員である会員にとっても一定のステータスとなるでしょう。 ②税制の恩典がある 税務上の優遇措置として、法人税において、収益事業であっても公益目的事業と認められれば課税されません。また、登録免許税や受取利子に係る源泉所得税の非課税、寄附金に対する優遇制度があります。	①公益認定基準を満たし続けることは難しい 公益社団法人の認定基準には18の基準があり、それを満たし続ける必要があります。(18の基準についてはQ&A Part3で紹介します) ②行政庁の監督を受け続ける ③財務諸表の作成・開示、必要書類届出等義務付けがある ④公益認定を取り消されると公益目的の財産は1ヶ月以内に公的な団体に贈与しなければならない

◎今回の「公益社団法人の認定とは？」に関して、ご意見等がございましたら事務局までお寄せください。